

協議第 5 号

事務事業の変更に伴う再確認について

事務事業の変更に伴う再確認について提案する。

平成 1 6 年 6 月 3 0 日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

事務事業の変更に伴う再確認について

1. 確認後における新規事業

母子家庭等日常生活支援事業 「26-3-7 児童母子福祉関係」に反映

(適用時期) 平成 16 年 4 月 1 日(石狩市において新規事業、2 村に制度なし)

(事業内容) 母子・父子家庭及び寡婦家庭の者で、自立に必要な就学・求職活動や急な傷病などにより、一時的に生活支援、子育て支援が必要な家庭に家庭奉仕員(ホームヘルパー、保育士等)を派遣し、生活援助や子育て支援を行う。

(対象) 市内に居住の母子・父子家庭(乳幼児・小学生が同居)及び寡婦家庭(かつて母子家庭であった家庭)で一時的に生活援助や保育サービスを必要とする家庭

(利用料)

世帯区分	子育て支援		生活援助	
	5 時間未満	5 時間を超える 1 時間	5 時間未満	5 時間を超える 1 時間
児童扶養手当支給 水準の世帯	3 5 0 円	7 0 円	7 5 0 円	1 5 0 円
前記以外の世帯	7 5 0 円	1 5 0 円	1, 5 0 0 円	3 0 0 円

生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は、利用料の負担はなし。

(協議会確認内容) 未協議

(調整後の具体の取扱い) **「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。」**

病後児保育サービス事業 「26-3-7 児童母子福祉関係」に反映

(適用時期) 平成 16 年 4 月 1 日(石狩市において新規事業、2 村に制度なし)

(事業内容) 保育所に通所中の児童が、病気回復期にあり集団保育が困難な児童がいる世帯に看護師や保育士などを一時的に派遣し、児童の健康状態をチェックしながら、保育及び介助などのサービスを行う。

(対象) 市内に居住の認可保育所に通所している満 1 歳以上の児童

(利用料)

世帯区分	5 時間未満	5 時間以上
所得税非課税世帯	5 0 0 円	1, 0 0 0 円
所得税課税世帯	1, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円

生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は、利用料の負担はなし。

(協議会確認内容) 未協議

(調整後の具体の取扱い) **「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。」**

2. 確認後における変更事業

乳幼児医療給付事業 「26-3-3 医療給付関係」に反映

(適用時期) 平成 16 年 10 月 1 日(石狩市、厚田村において一部改正)
(変更箇所) 北海道医療給付事業の改正に伴う全面的な見直し(資料 2 - 1 参照)
(協議会確認内容) **「単独事業部分において、合併時に再編するものとする。」**
(調整後の具体の取扱い) **「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。」**

重度心身障害者医療給付事業 「26-3-3 医療給付関係」に反映

(適用時期) 平成 16 年 10 月 1 日(3 市村において一部改正)
(変更箇所) 北海道医療給付事業の改正に伴う全面的な見直し(資料 2 - 1 参照)
(協議会確認内容) **「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。」**
(調整後の具体の取扱い) **上記取扱いに変更なし**

母子家庭等(ひとり親家庭等)医療給付事業 「26-3-3 医療給付関係」に反映

(適用時期) 平成 16 年 10 月 1 日(3 市村において一部改正)
(変更箇所) 北海道医療給付事業の改正に伴う全面的な見直し(資料 2 - 1 参照)
(協議会確認内容) **「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。」**
(調整後の具体の取扱い) **上記取扱いに変更なし**

老人医療給付特別対策事業 「26-3-3 医療給付関係」に反映

(適用時期) 平成 16 年 8 月 1 日(3 市村において一部改正)
(変更箇所) 北海道医療給付事業の改正に伴う全面的な見直し(資料 2 - 1 参照)
(協議会確認内容) **「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。」**
(調整後の具体の取扱い) **上記取扱いに変更なし**

船員手帳交付手数料 「26-4-2 水産業関係」に反映

(適用時期) 平成 16 年 7 月 1 日(石狩市において一部改正)
(変更箇所) 船員手帳の交付又は書換え手数料
【変更前】 船員手帳の交付又は書換え 1 件につき 1,900 円
【変更後】 船員手帳の交付又は書換え 1 件につき 1,950 円
(協議会確認内容) **「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。」**
(調整後の具体の取扱い) **上記取扱いに変更なし**

石狩川左岸棧橋使用料 「26-5-3 港湾施設関係」に反映

(適用時期) 平成 16 年 4 月 1 日(石狩市において一部改正)

(変更箇所) 石狩川左岸棧橋使用料

【変更前】

種別	1 年	1 月以上 1 月につき	1 月未満 1 日につき
動力を有する船 1 トンにつき	7 0 円	2 0 円	1 0 円
動力を有しない船 1 トンにつき	7 0 円	2 0 円	7 円
いそ舟及び連絡用の舟	1 0 0 円	1 0 円	6 円
輸出入貨物 1 個につき	1 円		

【変更後】

種別	1 年	1 月以上 1 年未満 1 月につき	1 月未満 1 日につき
船舶総トン数 1 トンにつき	2 8 0 円	8 0 円	4 0 円

(協議会確認内容) 「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。」

(調整後の具体の取扱い) 上記取扱いに変更なし

いしかり砂丘の風資料館入館料 「26-6-6 文化財関係」に反映

(適用時期) 平成 16 年 4 月 1 日(石狩市において新規事業)

(変更箇所) 施設名及び入館料

【変更前】 施設名 (仮)石狩市地域誌資料センター

入館料 詳細未定

【変更後】 施設名 いしかり砂丘の風資料館

入館料 1 人 1 日につき 2 0 0 円(中学生以下は無料)

(協議会確認内容) (3 市村の対象施設全体を通して)「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。」

なお、各施設の利用条件等については、現行のとおりとする。」

(調整後の具体の取扱い) 上記取扱いに変更なし

3. 確認後における廃止事業

小規模企業活性化資金貸付 「26-4-6 商工業関係」に反映

(協議調書関係部分の抜粋) (資料2 - 2 参照)

(廃止時期) 平成 17 年 3 月 31 日(石狩市において廃止事業)

(廃止理由) 国における支援事業の一つに「小企業等経営改善資金融資事業」があり、この制度は、商工会、商工会議所等が経営指導することなどを要件としており、無担保・無保証人・低利による融資を可能としている。

石狩市で行う当該貸付事業は、国で行う上記事業の内容と類似しており、融資事故による金融機関の損失を市が全額補償するというリスクのある本制度を継続する必然性が少なくなると判断していることから、平成 16 年度をもって廃止されるものである。

(協議会確認内容) (3 市村の融資制度全体を通して)「**合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。**」

(調整後の具体の取扱い) **上記取扱いに変更なし**

(両制度の比較)

	小企業等経営改善資金融資事業	石狩市小規模企業活性化資金貸付事業
対 象 者	常時使用する従業員が 20 人以下 (商業・サービス業は 5 人以下)	同左
融 資 の 要 件	商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則 6 か月以上うけていること 義務納税額を完納していること 原則として同一地区内で 1 年以上事業を行っていること 商工業者であり、かつ、国民生活金融公庫の非対象業種でないこと 生活衛生関係営業の方は、運転資金のみ利用可能	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で定める風俗関連営業を行う事業者でないこと 市税及びその他の税を完納していること 市内に事業所を有し、原則として引き続き 1 年以上同一事業を営んでいること
対 象 資 金	設備資金及び運転資金	運転資金
貸 付 限 度	本枠 550 万円 + 特別枠 450 万円	1 企業につき 500 万円以内
貸 付 期 間	設備資金：7 年以内 運転資金：5 年以内	5 年以内
利 率	長期プライムレート 0.3% (H16.6.10 現在～長プラ年 1.9%)	1 年以内：年 2.75%以内 1 年超：年 3.25%以内
担 保	不要	同左
保 証 人	不要	100 万円以内：1 人以上 100 万円超：2 人以上
信用保証協会	不要	同左